

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池等整備事業））川登東地区皿屋水路の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成26年11月19日までに佐賀県杵藤農林事務所（郵便番号849-1311 鹿島市大字高津原3400番地）に提出してください。

平成26年10月3日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池等整備事業））川登東地区皿屋水路の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年10月3日から平成26年11月4日まで

3 縦覧の場所

武雄市役所